

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

新型コロナウイルス感染症については、政府から、様々な支援策が打ち出されています。売上が半減した事業者への助成金、従業員人件費の助成金などが制度化されます。また、国税庁も、納付の猶予、役員報酬減額の容認など、積極的な対応をしています。

コロナ関連の助成金について

公認会計士 鎌田 直善

1. 「持続化給付金」 <経済産業省>

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対しては、売上の減少額を助成する「持続化給付金」が設けられます。

給付金の額は、法人は200万円、個人は100万円を上限として、下記の算式により算定されます。

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

算式の後半である「前年同月比▲50%月の売上」は、2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した「ひと月」について、事業者が選択することになっています。

要は、当年の50%以上減少した月のどれかを選んで、その月の売上を12倍した額と、前年売上高の差額が給付対象となるということです。

対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等など、個人・法人を問いません。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

国の補正予算の成立（4月20日の予定）の後、1週間程度で申請受付を開始し、申請後2週間程度で給付することが想定されています。

2. 「雇用調整助成金」 <厚生労働省>

雇用調整助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・出向等を行ったが、解雇等はずせず、労働者の雇用を維持して、給与を支払った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主については、助成率が、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げられます。ただし、対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。

さらに、下記の条件を満たす場合は、助成率が、中小企業は10分の9、大企業は4分の3に引き上げられます。

- ア 1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの間に事業所労働者の解雇等（解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。）をしていないこと。
- イ 賃金締切期間（判定基礎期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（1月24日から判定基礎期間の末日まで）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること

法人税の申告期限等(コロナ関連)の取扱いについて 税理士 鎌田 ふくみ

1. 法人税の期限の個別延長

法人税に関しては、コロナウィルス関連で、比較的広く申告期限の延長が認められました。

役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより 通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども対象として考えられています。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勸奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。

2. 消費税の期限の個別延長

消費税については確定した決算に基づいて申告を行うものではありませんが、社員の休暇勸奨などで通常の業務維持ができないため、期限までの申告納付が困難な理由がある場合には、延長が認められます。

3. 延長の手続

申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e Tax をご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。

※ 法人税等に関する 具体的な申請手続については、以下のリンク先 のFAQ（問4）をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004044.pdf>

なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

4. 納付の猶予（税務署の徴収担当が電話相談受付中）

コロナ感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに一時に納められない場合は、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される猶予制度があります。次の要件を満たす必要があります。

- 国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある
- 納税について誠実な意思がある
- 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がない

5. 役員報酬の減額等の取り扱い

法人税の取扱では、年度中の役員給与は、同額でなければ損金に算入しないという規定（定期同額給与の規定）があります。

一方で、経営状況が著しく悪化した場合など、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情（「業績悪化改定事由」といいます）がある場合は、年度中に役員報酬を減額した場合でも損金算入が認められます。

今回の新型コロナウイルスの影響で、①業績が悪化した場合、または、②業績の悪化が見込まれる場合は、業績悪化改定事由による改定に該当するものとして、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することが可能になります。

① 業績が悪化した場合

→ 予定していた売上が、大幅に減少して、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であるような場合

② 業績の悪化が見込まれる場合

→ 現状では売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り回復する見通しも立たなく、現時点において、経営環境が著しく悪化していると考えられる場合

現金出納帳の記帳について

チーフ・オペレータ 庄子 香織

今回は、現金出納帳の記帳について、弊事務所が記帳代行を行うに当たり、お客様にご留意いただきたい点についてご案内いたします。自計化されているお客様にも参考になる部分があるかと思しますので、ご一読いただければ幸いです。

証憑と摘要の記載

現金出納帳には日付、取引の内容（摘要）、収支の金額、残高の記載が必要です。弊事務所では、お客様から証憑をお預かりして、出納帳と照合することを基本としていますが、証憑だけでは用途が不明なものも多々見られます。摘要欄には詳細な取引内容を記載して

ください。例えば、菓子等の購入は会社用 or 贈答用、飲食は従業員 or 取引先など・・・

残高の記載と現金との照合

現金出納帳は、事業を行う上で欠かすことのできない帳簿です。毎日記帳をし、その日の現金帳簿残高と、実際にある現金が一致しているかを確認しましょう。金種表をつけることにより、残高をより正確に把握することができます。

特に、個人事業主は事業用の現金と個人の現金が混同しないようにお気をつけください。

(記載例)	○年	科目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
	月	日				
			前月より繰越			5,000
3	1	消耗品費	株〇〇文具 事務用品代		300	4,700
		旅費交通費	〇〇交通株 タクシー代		1,110	3,590
	5	普通預金	現金引出	100,000		103,590
	6	接待交際費	〇〇レストラン 飲食代 株〇〇社長		10,000	93,590
						89,590
	31	普通預金	現金預入		50,000	39,590
			計			39,553
			次月への繰越			39,553

この金額と実際の現金を照合します。できるだけ毎日行い、差額がある場合はその日の内に原因を特定しましょう。どうしても原因がわからない場合は、雑収入や雑損失で処理します。

複数税率とキャッシュレス還元の表記

軽減税率8%と10%の複数税率となり、半年が経過しました。以前の事務所報でもお知らせした通り、大まかに軽減税率8%は飲食料品等、10%はそれ以外のものに適用されます。領収書や請求書に複数税率が記載されている場合、税率区分ごとに勘定科目や摘要を分けなければならないことがありますので、注意が必要です。

また、コンビニではキャッシュレス決済を行うと、その場で値引きがされるキャッシュレス還元がありますので、現金出納帳へ記帳する際は、支払額の転記間違いがないようにご注意ください。

令 頁 収 書	
シャープペン デルコート フル	405
7カフェ ネットカフェ行し	*186

小 計 (税抜 8%)	¥186
消費税等 (8%)	¥14
小 計 (税抜10%)	¥405
消費税等 (10%)	¥40
合 計	¥645
(税率 8% 対象)	¥200
(税率10% 対象)	¥445
(内消費税等 8%)	¥14
(内消費税等10%)	¥40
キャッシュレス還元額	-12
(キャッシュレス還元対象額)	¥645
nanaco支払	¥633
お買上明細は上記のとおりです。	
[*]マークは軽減税率対象です。	

事務用品費 又は 消耗品費
厚生費 又は 交際費

この領収書の場合、実際の支払額は633円です。現金出納帳には事務用品費 (又は消耗品費) を445円、厚生費 (又は交際費) を200円で支出金額に記帳し、キャッシュレス還元額12円は雑収入として収入金額に記帳します。

営業時間のお知らせ

- ゴールデンウィークはカレンダー通りに休日をいただきます。
- 緊急事態宣言を受けて、弊事務所も4月20日から、時差出勤・自宅待機を取り入れています。ご不便をおかけしますが、時節柄よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。